

阪井カルフル・ド・ルポ 看護小規模多機能

令和6年9月1日～

1. 基本・加算料金(看護多機能小規模登録分)

| 要介護度 (外部登録者) | 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合 |        |        |       |
|--------------|------------------------|--------|--------|-------|
|              | 1割負担                   | 2割負担   | 3割負担   | 算定回数  |
| 要介護1         | 12,447                 | 24,894 | 37,341 | 1月につき |
| 要介護2         | 17,415                 | 34,830 | 52,245 |       |
| 要介護3         | 24,481                 | 48,962 | 73,443 |       |
| 要介護4         | 27,766                 | 55,532 | 83,298 |       |
| 要介護5         | 31,408                 | 62,816 | 94,224 |       |

| 要介護度 (内部登録者) | 同一建物に居住する者に対して行う場合 |        |        |       |
|--------------|--------------------|--------|--------|-------|
|              | 1割負担               | 2割負担   | 3割負担   | 算定回数  |
| 要介護1         | 11,214             | 22,428 | 33,642 | 1月につき |
| 要介護2         | 15,691             | 31,382 | 47,073 |       |
| 要介護3         | 22,057             | 44,114 | 66,171 |       |
| 要介護4         | 25,017             | 50,034 | 75,051 |       |
| 要介護5         | 28,298             | 56,596 | 84,894 |       |

| 加算               |                   | 1割負担       | 2割負担  | 3割負担  | 算定回数  |
|------------------|-------------------|------------|-------|-------|-------|
| 全員対象             | 初期加算              | 30         | 60    | 90    | 1日につき |
|                  | サービス提供体制加算(Ⅱ)     | 640        | 1,280 | 1,920 | 1月につき |
|                  | 看護体制強化加算Ⅰ         | 3,000      | 6,000 | 9,000 |       |
|                  | 看護体制強化加算Ⅱ         | 2,500      | 5,000 | 7,500 |       |
|                  | 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) | 1,200      | 2,400 | 3,600 |       |
|                  | 科学的介護推進体制加算       | 40         | 80    | 120   |       |
|                  | 生産性向上推進体制加算Ⅱ      | 10         | 20    | 30    |       |
|                  | 排せつ支援加算(Ⅰ)        | 10         | 20    | 30    |       |
|                  | 排せつ支援加算(Ⅱ)        | 15         | 30    | 45    |       |
|                  | 排せつ支援加算(Ⅲ)        | 20         | 40    | 60    |       |
|                  | 処遇改善加算Ⅰ           | 総単位数×14.9% |       |       |       |
| 個別対象             | 緊急時対応加算           | 774        | 1,548 | 2,322 | 1回のみ  |
|                  | 特別管理加算(Ⅰ)         | 500        | 1,000 | 1,500 |       |
|                  | 特別管理加算(Ⅱ)         | 250        | 500   | 750   |       |
|                  | 認知症加算(Ⅰ)          | 920        | 1,840 | 2,760 |       |
|                  | 認知症加算(Ⅳ)          | 460        | 920   | 1,380 | 1月につき |
|                  | 退院時共同指導加算         | 600        | 1,200 | 1,800 |       |
|                  | ターミナルケア加算         | 2,500      | 5,000 | 7,500 |       |
|                  | 若年性認知症利用者受入加算     | 800        | 1,600 | 2,400 |       |
| 中山間地域等へのサービス提供加算 | 所定単位数の5%          |            |       |       |       |

2. 基本・加算料金(短期利用分)

| 要介護度 (短期利用者) | 短期利用居宅介護費(7日間まで) |       |       |       |
|--------------|------------------|-------|-------|-------|
|              | 1割負担             | 2割負担  | 3割負担  | 算定回数  |
| 要介護1         | 571              | 1,142 | 1,713 | 1日につき |
| 要介護2         | 638              | 1,276 | 1,914 |       |
| 要介護3         | 706              | 1,412 | 2,118 |       |
| 要介護4         | 773              | 1,546 | 2,319 |       |
| 要介護5         | 839              | 1,678 | 2,517 |       |

| 加算   |               | 1割負担       | 2割負担 | 3割負担 | 算定回数  |
|------|---------------|------------|------|------|-------|
| 全員対象 | サービス提供体制加算(Ⅱ) | 21         | 42   | 63   | 1日につき |
|      | 処遇改善加算Ⅰ       | 総単位数×14.9% |      |      | 1月につき |

## 阪井カルフル・ド・ルポ 看護小規模多機能

### 3. 減算料金

| 要介護度   | 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合 |       |       |       |
|--------|-----------------------------|-------|-------|-------|
|        | 1割負担                        | 2割負担  | 3割負担  | 算定回数  |
| 要介護1～3 | 925                         | 1,850 | 2,775 | 1月につき |
| 要介護4   | 1,850                       | 3,700 | 5,550 |       |
| 要介護5   | 2,914                       | 5,828 | 8,742 |       |

主治医が、末期の悪性腫瘍その他、表1別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には減算を行う

| 要介護度   | 特別の指示により頻回の医療保険の訪問看護が行われる場合 |      |      |       |
|--------|-----------------------------|------|------|-------|
|        | 1割負担                        | 2割負担 | 3割負担 | 算定回数  |
| 要介護1～3 | 30                          | 60   | 90   | 1日につき |
| 要介護4   | 60                          | 120  | 180  |       |
| 要介護5   | 95                          | 190  | 285  |       |

急性増悪により主治医から特別訪問看護指示書が出された場合、その期間(最大2週間)は医療保険の適用となる

### 4. 介護保険外

|            |          |                         |
|------------|----------|-------------------------|
| 食費         | 1,600円   | 朝食 320円 昼食 640円 夕食 640円 |
| おやつ        | 100円     |                         |
| 居住費        | 2,000円/日 |                         |
| 理美容料金      | 2,000円   | 予約制のため、あらかじめ申し込みが必要     |
| テープタイプ型おむつ | 60円/枚    |                         |
| はくタイプ型おむつ  | 50円/枚    |                         |
| 尿とりパッド     | 20円/枚    |                         |
| 吸引用カテーテル   | 50円/本    |                         |
| カテーテルチップ   | 100円/本   |                         |
| ガーゼ又は処置用品  |          | 状況に応じたの相当額              |
| 複写物の交付     |          | コピー代: B5～A3サイズ 1枚10円    |

### 5. 介護保険外(泊り利用時のサービス)

※希望のサービスに○

|          |          |  |  |
|----------|----------|--|--|
| テレビ貸し出し  | 350円/日   |  |  |
| 冷蔵庫(シェア) | 200円/日   |  |  |
| 洗濯機使用料   | 4,000円/月 |  |  |
| 洗濯       | 400円/回   |  |  |
| 掃除       | 300円/回   |  |  |
| 薬の管理     | 200円/日   |  |  |

### 厚生労働大臣が定める状態

|            |  |
|------------|--|
| ①特別管理加算 I  | <input type="checkbox"/> 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態<br><input type="checkbox"/> 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態  |
| ②特別管理加算 II | 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理<br><input type="checkbox"/> 在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理<br>在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理<br>在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態<br><br><input type="checkbox"/> 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態<br><input type="checkbox"/> 真皮を越える褥瘡の状態<br><input type="checkbox"/> 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 |

## 阪井カルフル・ド・ルポ 看護小規模多機能

### 初期加算

看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について算定する  
30日を超える入院後に利用を再開した場合も同じ

### サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

すべての従業者に対して研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部研修を含む)を実施または実施を予定していること  
利用者に関する情報、もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達、または事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること  
通所介護費等算定方法に規定する基準のいずれにも該当しないこと  
看護師、準看護師、保健師を除いた従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること

### 看護体制強化加算Ⅰ

1.算定日が属する月の3か月間において、主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の割合が80%以上であること  
2.算定日が属する月の3か月間において、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上であること  
3.算定日が属する月の3か月間において、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上であること  
4.算定する月の前12か月間においてターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること  
4.登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届け出がなされていること

### 看護体制強化加算Ⅱ

看護体制強化加算Ⅰの1～3に適合すること

### 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているおり、サービスの質を継続的に管理した場合

### 科学的介護推進体制加算

ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症状況等の基本的情報を厚生労働省に提出し、適切なサービス提供に活用する場合

### 生産性向上推進体制加算Ⅱ

利用者の安全並び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討するための委員会を開催し改善活動を継続に行うこと  
見守り機器等を1つ以上導入し、1年に1回厚生労働省に業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと

### 排せつ支援加算(Ⅰ)

排せつに介護を要する利用者ごとに、医師と連携した看護師が評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施当たって当該情報等を活用していること  
評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて多職種が共同し、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、計画に基づく支援を継続して実施すること

### 排せつ支援加算(Ⅱ)

排せつ支援加算(Ⅰ)に加え要介護状態の軽減が見込まれる者について、利用開始時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないまたは、おむつ使用ありから使用なしに改善していること

### 排せつ支援加算(Ⅲ)

排せつ支援加算(Ⅰ)に加え要介護状態の軽減が見込まれる者について、利用開始時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること

### 処遇改善加算Ⅰ

厚生労働大臣が定める基準に適合しており、介護職員の賃金改善を実施している場合

### 緊急時対応加算

24時間電話対応等により常時対応できる体制であって、訪問看護を実施し、必要に応じて宿泊できる体制

### 特別管理加算(Ⅰ)

別に厚生労働大臣が定める状態①に該当する状態にあるものに対してサービスを行う場合

### 特別管理加算(Ⅱ)

別に厚生労働大臣が定める状態②に該当する状態にあるものに対してサービスを行う場合

### 認知症加算(Ⅰ)

認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合  
認知症介護指導者研修修了相当者を配置していること  
事業所全体に認知症ケアの指導を実施し、認知症ケアに関する研修を実施していること

### 認知症加算(Ⅳ)

要介護2で認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅡに該当する者に対して、ケアを実施した場合

## 阪井カルフル・ド・ルポ 看護小規模多機能

### 退院時共同指導加算

病院・診療所又は老人保健施設に入院中若しくは入所中の者が、通院又は退所するに当たり当事業所の看護師が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は通院後に対する初回の訪問看護サービスを行った場合

### ターミナル加算

在宅または看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡された利用者に対して、基準に適合している事業所が、その死亡日および死亡日前14日以内に2日（別に厚生労働大臣が定める疾病①および急性憎悪等の場合は1日）以上ターミナルケアを行った場合

### 若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること

### 中山間地域等へのサービス提供加算

海南市以外の地域からご利用の場合、基本料金に所定単位数の5%加算